

入 札 説 明 書

この入札説明書は、新時代の学校におけるＩＣＴ活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借契約について、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

- 1 入札に付する事項
入札公告に示すとおり

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札公告に示すとおり

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望するものは、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を、4 (1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１。以下「資格確認申請書」という。）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式２）

ウ 業務実績書（様式任意）

過去５年以内に福島県内において本公告に示した仕様に合致した業務又は同等程度の物品について、販売し、又は相当の期間の貸与した実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績は問わない。）

エ 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であることを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本、但し発行後３か月以内のもの。コピー可。）又は本店・支店・営業所の記載がある会社概要やパンフレット等。）

オ 納入仕様書（任意様式）

入札仕様書に基づき、当該賃貸借物品の納入仕様書等の図書を作成し、添付すること。

- (2) 入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により、令和７年６月１７日（火）までに送付又は電子メールにて通知するものとする。
- (3) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 4 入札書等の提出場所等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和７年６月１０日（火）午後５時１５分まで

イ 提出場所 郵便番号 ９６０－８６８８

福島県福島市杉妻町２番１６号 福島県教育庁特別支援教育課

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場 所 福島県庁西庁舎 4 階 教育総務課分室 1
（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

入札方法は持参によるものとし、郵便による入札は認めない。

5 入札書の提出方法

(1) 入札書には、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し、4 (2)に規定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

ア 氏 名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 「新時代の学校における I C T活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借契約」（令和 7 年 6 月 2 5 日（水）開札）

(3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。

(4) 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（様式 5）を持参すること。

6 入札保証金

(1) 入札者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、上記 4 (1)に掲げる場所、期日までに、以下の書類を申請するものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式 6）

イ 履行実績証明書（様式 7）

(4) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

7 開札等

(1) 開札は、上記 4 (2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は公開で行う。

(3) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が原本又は写しを持参すること。）
- イ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合）

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行う。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（様式8）により令和7年6月6日（金）までにファクシミリ又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。回答は、軽微なものを除き、質問事項及び回答をまとめ、令和7年6月17日（火）までに、福島県教育委員会ホームページに掲載する方法により行なうものとする。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は

入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記 2 の入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 入札金額を訂正している入札
- (8) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 福島県が定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

14 契約書等の作成等

- (1) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (2) 落札者が契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

15 契約条項 契約書（案）及び財務規則による。

16 賃借料の支払い条件

(1) 月額賃借料の計算

賃貸借契約は、機器等の賃借料の総額で契約するが、賃借料は、機器等の引き渡しを完了したに関わらず、賃貸借期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月ごとに計算するものとする。

(2) 月額賃貸借料計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の消費税及び地方消費税額相当額（以下「消費税」という。）を除く賃借料は、賃借料の総額から消費税を差し引き、その額を 72 ヶ月で除した額（以下、「月額賃借料」という。）とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。なお、この場合において、消費税を除く賃借料の総額と月額賃借料の 72 ヶ月相当額に差額が生じた場合は、その差額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

また、消費税については、月額賃借料を基礎として算出し、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、賃借料の総額の消費税額と差額が生じた場合は、前述と同様に扱うものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月初めに前月分の賃借料の支払いを請求できるものとし、福島県は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、賃借料を支払うものとする。

17 異議の申立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記 4 (1) と同じ。

郵便番号 960-8688

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県教育庁特別支援教育課

電話番号 024-521-7780

ファクシミリ 024-521-7967

電子メール k.tokubetsushien@pref.fukushima.lg.jp

財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4)（略）

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

別記 2（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) （略）
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) （略）
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発

金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18) (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。